

令和5年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年6月12日（月） 午後2時00分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

4番 阿部 香美 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 宇野銀哉
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
4. 農地法第5条の規定による許可の錯誤訂正について

7 議 事

議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第27号 農用地利用集積計画について
議第28号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会
(午後2時00分 開会)

○村岡事務局長

皆様、お疲れさまでございます。

ただいまから、令和5年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会当たりまして、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。

本日の欠席委員は、4番、阿部香美委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、5番、吉高祐二郎委員、6番、佐藤利篤委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について10件、2、農地の現況等に係る照会に対する回答について5件、3、農地法第18条第6項の規定による通知受理について1件、4、農地法第5条の規定による許可の錯誤訂正について1件、以上、17件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、このことについて何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第25号 農地法第3条の規定による許可申請については、9件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

酒田19番、穂積の畑、その他、所有権の移転です。

別紙資料をご覧ください。

別紙資料1ページ、10アール当たりの価格が、酒田19番、50万円となっております。

続きまして、酒田20番、新青渡の田んぼと畑合計2筆、その他、使用貸借権の設定です。こちらは、年金を伴わない経営移譲で、貸借期間は20年となっております。

酒田21番、大豊田の畑、その他、所有権の移転で、10アール当たりの価格は、別紙資料をご覧ください。酒田21番、25万4,300円で総額が4万4,000円となっております。

続きまして、酒田22番、生石の田んぼ、畑合計2筆、その他、所有権の移転です。別紙をご覧ください。酒田22番、田んぼが10アール当たり6万円、畑が10アール当たり4万8,000円となっております。

続きまして、11ページ。

酒田23番から27番は関連です。それぞれ宮野浦の所有者から有限会社〇〇へ宮野浦字飯森山西の現況畑の7筆、合計1万5,222平米、その他、賃貸借権の設定です。10アール当たりの賃借料が5,000円で、期間は5年です。こちらは、法人が法人代表の親族名義で平成20年代の前半から耕作しておりましたが、今回、法人名義で借受けをするというものです。

受け人は新規法人となりますので、別紙資料の2ページの法人要件審査表をご覧ください。

有限会社〇〇は、一般法人となりますので、今回は解除条件付の借入れとなります。要件の2番、3番、4番は、一般法人のため該当ありません。5番の役員要件につきましては、業務執行役員の1人以上が農業に常時従事することを確認しています。6番の解除条件付の契約要件は、添付していただいた契約書により確認しております。7番の地域における適切な役割分担の要件は、確約書の提出をいただいて確認しております。8番の農地の権利取得のための基本的な要件は、農業経営改善計画認定申請書と農地利用についての確認書により確認しています。

3ページ、4ページは法人の登記簿となっております、こちらは目的の項目に農業に関することが明記されていることを確認しております。

5ページは、地域との役割分担に係る確約書で、記名押印をいただいております。

6ページから8ページは、現在申請中の農業経営改善計画の認定申請書で、作付作物についてはジャガイモ、サトイモ、サツマイモの予定となっております。

9ページから11ページは、農地利用についての確認書で、説明の上、記名及び押印をいただいております。また、農地法第3条第4項の規定により一般法人へ許可しようとするときは、酒田市へ通知することになっておりますので通知しております。その中で、酒田市からは、農地として適切な

土地利用がなされるよう現状や利用計画を十分に審議し、耕作の確実性を確認の上、許可してくださいとの回答をいただいております。
説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
6月6日に第3班による農地調査委員会を行っております。
議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であることを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第25号については許可決定といたします。

◎議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第26号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○平田総合支所 五十嵐主査
農地法第5条の許可申請について。
平田1番、譲渡人は、北千日町の〇〇から、譲受人は、遊佐町〇〇へ、申請地は飛鳥大道端の田2

筆、151平方メートルです。申請目的が、駐車場敷地、駐車場及び通路として利用するものです。権利は所有権移転、農地区分は白地で第2種農地の判定をしております。判断理由としては、ほかの農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるというものです。許可基準は、日常生活上必要な施設で、集落に接続しているというものです。

別添資料をご覧ください。

別添資料10アール当たりの売買価格は2,317万9,000円です。

同じく別添資料、12ページ、13ページをご覧ください。

位置図をご覧ください。砂越駅からは直線距離で1.3キロほどの場所になります。位置図の真ん中に東西に走る道路が市道平田中央線です。小学校や商業施設が立ち並んでいる道路で、この市道から約200メートル南に進んだ場所になります。

案内図をご覧ください。申請箇所は住宅街の中になります。

12ページ下の字切り図をご覧ください。申請地の南側に69番がありますが、地目は宅地です。この69番に住宅を新築し、申請地である90番、91番を駐車場及び通路に利用しようとするものです。周りは宅地と道路に囲まれ農地がないため同意書は不要となりますが、土地改良区の対象地となっているため、改良区より意見書を頂戴しております。

続きまして、平田2番です。

譲渡人は砂越の〇〇、譲受人は〇〇です。お二人の関係は親子です。譲渡人である母名義の田を息子に使用貸借し、息子は共同住宅を建設しようとするものです。申請地は砂越楯之内の田1筆、472平方メートルです。申請目的は、共同住宅6棟分を新築し、カタには駐車場、通路として利用するものです。権利は使用貸借権、農地区分は白地で第2種農地の判定をしております。判断理由としては、ほかの農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるというものです。許可基準は、業務上必要な施設で、集落に接続しているというものです。

それでは、別添資料14ページ、15ページをご覧ください。

位置図をご覧ください。

ただいまご説明申し上げました平田1番に近い場所になります。砂越駅からは直線距離で800メートルほどの場所です。位置図の真ん中に東西に走る市道平田中央線から約60メートル南に進んだ場所になります。

案内図をご覧ください。申請地は、ご覧いただくとおり住宅街の中になります。

14ページ、字切り図をご覧ください。申請地は、宅地と道路に囲まれていて農地はないため同意書は不要となります。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようご覧ください。(スライドを映写)

○安倍農地係長

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

平田1番、2番の現地報告を14番、土田治夫委員より報告願います。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

6月1日の午前中に事務局3名と私の4名で現地確認を行いました。
平田1番、2番ともに、周囲が宅地に囲まれ、そこに残った農地ということで、許可申請に支障はないと思われます。また、周囲への影響もないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。
7番、五十嵐弘樹委員。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。
平田2番ですが、スライド写真を見ると転用するところに建物が建っていましたが、それを撤去してからやるのか、そのままするのか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○五十嵐直太郎 議長

事務局説明をお願いいたします。

○安倍農地係長

農地に200平米以内の農作業小屋として建てられ、今回の転用では撤去される予定にはなっておりません。

○五十嵐直太郎 議長

そのほかご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

なければ、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第26号については、許可決定といたします。

◎議第27号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第27号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第27号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定3件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、13ページをご覧ください。

今回審議していただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元の農業委員から、あらかじめ協議していただいております。

それでは、1、一般事業、(1)所有権の移転です。

公告予定年月日は、令和5年6月16日の予定です。新堀2番、新堀の田1筆、103平米、10アール当たりの単価が50万円、総額5万1,500円、移転の時期、支払い時期がともに令和5年6月30日です。譲受人の方は、認定農業者となっております。こちらは、譲受人が佐々木治人委員となっておりますので、議事参与の制限の案件となります。

続きまして、14ページです。

一般事業、利用権の設定です。公告予定月日は、同じく令和5年6月16日の予定です。

本楯3番、2万円、10年、新規設定です。

東平田3番、1万309円、10年の新設です。

中平田12番、1万円、10年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第27号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

27番、佐々木治人委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

27番、佐々木治人委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午後14時42分 休憩

午後14時42分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

議案書13ページ、新堀2番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見がある方お願いします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

新堀2番の議事参与の制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、新堀2番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。
ここで、27番、佐々木治人委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午後14時44分 休憩

午後14時44分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第27号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について計画決定といたします。

以上により、議第27号については全て計画決定となりました。

◎議第28号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第28号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第28号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

今回は、酒田農業振興地域整備計画のマスタープランの変更となります。

議案の17ページ、1番、農業生産基盤の整備開発計画の変更、土地改良総合整備が2件で、事業概要、受益面積、事業実施期間の変更です。

図面が、別紙資料の16ページから17ページになります。

次に、用排水改良の変更が8件で事業概要、受益面積、事業実施期間等の変更、そのほかに新規の追加が2件ございます。こちらの図面が別紙資料の18ページから23ページまでになります。

次に、議案の20ページ、農用地等の保全整備計画の変更、ため池等整備2件、受益面積等の変更です。図面が別紙資料の24ページになります。

議案の21ページ、農業近代化施設整備計画の追加です。こちらは、産地パワーアップ事業が2件です。図面が別紙資料の25ページになります。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、審議の前に少し精査のための時間を1分程度設けたいと思いますので、黙読をお願いいたします。

(黙読)

では、進めます。

ただいま事務局から説明いただきましたこのことについて、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第28号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第28号については決定といたします。

開 会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年6月定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後14時50分 閉会